

## 第72回 滋賀県景観審議会 議事概要

### ■実施概要

日時：令和3年（2021年）9月6日（月） 14:30～16:50

場所：Web会議

### ■議事（2件）

- ・風景条例および滋賀県景観計画の一部改正について
- ・滋賀県屋外広告物条例の一部改正について

### ■報告（1件）

- ・滋賀県景観行政団体協議会での取組状況について

### ■出席者：

1. 青山委員、岡田委員、笠原委員、川崎委員、黒川委員、土本委員、轟委員、貫名委員、平井委員、和田委員（13名中10名出席）  
（欠席委員：鈴木委員、高井委員、山下委員）
2. 事務局6名
3. 傍聴者0名

### ■使用資料：

- ・議事次第
- ・資料1 風景条例と滋賀県景観計画の一部改正概要（案）
- ・資料2 滋賀県景観計画原案
- ・資料3 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例概要（案）
- ・資料4 滋賀県屋外広告物条例等の見直しに係る取組施策の現状について
- ・資料5 滋賀県景観行政団体協議会での取組状況について

### ■議事概要

#### 【議事事項】風景条例および滋賀県景観計画の一部改正について

事務局	風景条例および滋賀県景観計画の一部改正について、資料1、2により説明。
委員	事務局の説明に対して、質問や御意見はありますか。
委員	風景条例について、完了届の虚偽かどうかは、どうやって見つけるのでしょうか。
事務局	完了届には写真を添付してもらいます。書類だけでは判断が難しいので、

	適宜、現地調査を行い判断していきます。
委員	虚偽とはどの程度の度合いものを想定していますか。軽微な変更の場合は虚偽にあたるのでしょうか。
事務局	軽微な変更については完了届の中に欄を設けて記載してもらう予定です。軽微なものはそこで確認し、虚偽には該当しないと判断します。明らかに実態と異なる完了届の場合は虚偽にあたるかと考えています。
委員	資料2について質問します。地域らしさの風景づくりの方向性について、2章の内容と同じ方向性と考えていいのでしょうか。
委員	同じような方向性と認めていいのか、事務局お願いします。
事務局	2章については、滋賀県全体の方向性を明記しています。69ページは6町域における、景観重要区域以外の区域の風景づくりの方向性を明記しております。方向性としては同じです。
委員	地域らしさの風景の枠組みの中で、人の営みの風景については69ページの中に出てきておりませんが、類型化が難しいからでしょうか。
事務局	69ページの類型化は地域をゾーニングするための構成です。
委員	69ページの類型化は土地利用計画や政策に照らし合わせたのもので、2章の枠組みは包括的なまちづくりの概念を広く整理したものとの理解でいいのでしょうか。
事務局	はい。
委員	「わたしたち」の文字が漢字でかかっている箇所と、ひらがなでかかっている箇所が混在しています。「人」についても漢字とひらがなが混在しています。今後、精査されるという認識でいいのでしょうか。
事務局	今後、精査していきます。
委員	資料2の9章部分で、眺望景観の協議や取組を続けてきたことがわかる書き方にしてはどうでしょうか。
事務局	13市との協議状況を踏まえて、書き方を検討します。
委員	眺望景観を保全・創造することを「検討し」や「考慮し」であれば、実態に即していると思います。
事務局	ありがとうございます。
委員	資料1の風景条例の罰則規定について、5万円以下の罰金でどの程度の実効性が見込めるのでしょうか。少し軽いように思います。また、虚偽の届出とはどのような場面を想定しているのでしょうか。
委員	5万円以下の設定等についていかがでしょうか。
事務局	罰金については、他府県の事例を参考に設定しております。景観法の届出をしない場合には、景観法の罰則が適用されます。風景条例で規定するの

	は、完了届の提出に対する罰則です。完了届の虚偽の届出とは、完了していない段階で提出されたり、完了届の添付写真が現実と異なる場合を想定しています。
委員	景観法の罰則だけでは不十分であると認識されていますか。
委員	届出の実効性を確保するためには、完了報告のチェックや検査が一番大事な部分だと思います。完了届の重要性を考慮したうえでの規定ではないでしょうか。
委員	完了届について、工事の完了後、何日までに提出を求めるのでしょうか。未提出の場合は、県からの指導はあるのでしょうか。
事務局	完了届の提出期日は定めていません。申請者が完了届の提出を忘れる場合もありますので、適切に告知や指導をしていく必要があると考えております。
委員	資料2の77ページについてです。風景を守り育てる人づくりの項目に関して、業界団体との連携や協定制度の活用や表彰制度など、組織システムづくりのニュアンスが強いと感じますが、いかがでしょうか。
事務局	県民等からの提案制度や表彰制度は、県民の風景に対する意識醸成につながるかと考えています。業界団体や自治会との連携が人づくりにつながっていくという意味合いです。
委員	組織やシステムを作ることは別のテーマにも思えます。業界団体との連携が人づくりにつながるのでしょうか。
委員	業界団体との連携については、別の章になるのではないのでしょうか。委員はどのようにお考えでしょうか。
委員	資料2の第2章の風景づくりの理念を屋外広告物分野に落とし込んだ時の位置づけです。個別の内容については、適・不適があるので、調整する必要はあると考えます。
委員	業界団体との連携について、どこに位置づけるべきか事務局で再度検討してください。
事務局	わかりました。再度検討いたします。
委員	資料2の第10章について、項目がランダムに羅列されている感じがします。82ページの「3」「4」「6」はハード整備の内容で、「2」は既存のものを保全するものです。「2」の後ろに「3」「4」が続くことに違和感があります。「5」についても、ハード整備以外の側面があります。7つの項目の記載方法を再整理し、修正してはいかがでしょうか。
委員	7つの項目をどういう順で並べたのか、意図を説明してください。
事務局	「1」と「2」は既計画に記載がある項目です。「3」以降は今回新たに追加した項目です。「3」～「5」は道路整備に関するもの、「6」は道路に

	限らず一般的な公共事業に関するもの、「7」はソフト面に関するものと整理しておりました。委員のご指摘を受けまして、再整理いたします。
委員	事務局で再度検討願います。
委員	資料2の第10章について、人づくりに関する記載が必要であると感じます。風景条例のことを知らない県民は多いと思います。教育・環境・文化に関する政策と連携し、風景条例に触れる機会を取り入れて頂きたいと思います。滋賀県には「うみのこ」という環境体験学習がありますので、景観についても触れるなど、今後の人づくりの足掛かりになるような記載が必要であると感じます。
委員	10章ではこれまで県が実際に連携してきた事項を中心に記載していると思います。環境や教育との連携は、県としてまだ動いていないと感じます。事務局として、今の段階で記載できますでしょうか。
事務局	今の段階で具体的な記載は難しいです。考え方や方向性など理念的なことを記載できないか検討してみます。
委員	検討をお願いします。
委員	資料2の19～21ページの取組の記載について、県民について「必要」という言葉が使われ、市町・県については「重要」という言葉が使われています。どういう意味で使い分けをされていますか。
委員	特に深い意味ではなく、繰り返しを避けるために使い分けているだけだと思いますが、事務局はいかがでしょうか。
事務局	言葉の使い方に統一感がないので、精査して修正していきたいと思います。
委員	事務局に確認ですが、2章についても変更するという認識でいいでしょうか。
事務局	内容を変える予定はありませんが、文言の微修正は行います。
委員	景観審議会と県との間で合意があれば変更できるものでしょうか。
事務局	風景づくり宣言や景観計画2章の方向性は変更しません。ただ、2章の書きぶりとして、県民の皆様により伝わる表現に修正する必要がある部分については、確認のうえ文言を修正していきます。
委員	わかりました。
委員	資料2の30ページにある沿道景観の種類は、山地景観と田園集落景観と市街地景観に分かれています。ゾーニング図の工業・産業景観はどこに属するのでしょうか。工業・産業景観の区域には規制はかからないのでしょうか。
委員	資料2の30ページの基準は沿道景観形成地区にかかる基準であり、他の地域にはかかってこないとの認識ですが、事務局はいかがでしょうか。

事務局	沿道景観形成地区にかかる基準なので、他の地域にはかかってきません。
委員	沿道景観形成地区内にある工業・産業景観の区域には規制はかからないのでしょうか。
事務局	届出について説明いたします。6町域全域が景観計画区域となっております。そのなかで景観重要区域を定めており、景観形成基準がありますので、一定規模以上の行為については届出を求めています。景観重要区域以外の区域については、景観への影響が大きい高さ13メートル以上もしくは4階建て以上の建築物または高さ13メートル以上の工作物を届出対象としております。第5章のゾーニング図は景観重要区域以外の区域の風景づくりの方向性を定めたもので、届出までは求めません。
委員	沿道景観形成地区内の分類は、ゾーニング図に記載されているのでしょうか。
事務局	ゾーニング図は景観重要区域以外の区域を分類したものです。沿道景観形成地区内の分類は、本日はお配りしておりませんが、景観計画に備え付けている平面図で示しています。
委員	沿道景観形成地域内でも工業・産業景観として塗られている部分がありますが、山地景観・田園集落景観・市街地景観のどれに該当しますか。
事務局	景観計画の平面図を見ますと、市街地景観に該当します。
委員	景観計画の平面図の区分けと、ゾーニング図の区分けはおおよそ一致していると考えていいのでしょうか。
事務局	方向性は一致しております。
委員	4章の市街地景観と5章の市街地景観はイコールではありませんが、同じ言葉が使われております。少し紛らわしく感じます。4章と5章の違いが分かるように言葉の使い方を工夫したほうがいいと思います。4章においても図面を載せてはいかがでしょうか。
事務局	4章の景観重要区域内の種類分けについては、景観計画の平面図を備え付けております。平面図についても、景観行政団体への移行に伴った修正を今後予定しております。
委員	今後ご検討をお願いします。
委員	議事をまとめますと、まず言葉の概念や使い方を整理してください。完了届については運用を含めて効果のあるものにしていただきたいと思います。9章の眺望景観の書きぶりを検討してもらうこと、4章と5章の言葉の使い分けについて整理してもらうことなどがあげられました。屋外広告物については、業界団体との連携についての整理をお願いします。10章については、項目の記載順を検討いただくような意見がありました。その他、本日の意見を踏まえながら今後の改定に向けて精査してください。

**【議事事項】 滋賀県屋外広告物条例の一部改正について**

事務局	滋賀県屋外広告物条例の一部改正について、資料3、4により説明。
委員	事務局の説明に対して、質問や御意見はありますか。
委員	安全点検義務に係る規定について、資料2【7】の右の欄に「有資格者による安全点検を行わなければならない広告物は、工作物確認申請の対象となる広告物（高さ4m長）である旨を定める」とありますが、高所についている看板も被害を与えることがありますので、単に工作物確認申請の対象となる広告物に限らず、高所についている看板についても有資格者による安全点検が必要であると思います。「高所」をどの程度の高さにあるものとするかは議論を要しますが、今後とも一緒に検討していきたいと思います。
事務局	壁面についている突出看板など高所についている看板の落下事故などが全国的に数多く発生しているところですので、他の自治体の状況も踏まえながら前向きに検討していきたいと思います。
委員	資料2の74ページの第8章のタイトルが「屋外広告物の規制強化について」となっていますが、その章には広告景観形成の話などもありますので、「屋外広告物に関する方針」など規制と誘導を含むタイトルに修正してください。 資料2の77ページの人づくりに係る取組方針の施策例についてです。一般住民の普及啓発、意識醸成も大事ではありますが、資料2の第2章の風景づくりの理念を落とし込んだという枠組みであったり、事務局から説明のあった責務規定と関連してですが、広告主や屋外広告業者に対してもしっかりと意識醸成を図っていくという側面や自治会や近隣景観形成地区などの地域の取組も通じて様々な主体に対して取組を進めていくという趣旨から考えますと、77ページの例でも良いのではないかと思いますので、付け加えさせていただきます。
委員	資料2の74ページの第8章は規制誘導、まちづくりなど広がりのある内容になっています。文面とタイトルが一致していませんので、修正をお願いします。 委員、委員からの指摘を踏まえ、今後の改定に向けて精査してください。

**【報告事項】 滋賀県景観行政団体協議会での取組状況について**

事務局	滋賀県景観行政団体協議会での取組状況について、資料5により説明。
委員	次回以降の審議事項になる案件だと思いますが、何かご意見をお願いします。

	す。
委員	資料5の状況報告の部分について、9月1日から募集を開始しているとのことですが、募集対象の②2キロメートル以上、③5割以下は何を参考にしたのでしょうか。また、山の上からみた風景でもいいのでしょうか。
事務局	眺望景観としての一定の広がりをもたせるために目安として2キロメートル以上と示しています。応募していただく人に数値を示した方が理解してもらいやすいと判断しました。また、対象物をアップで撮影されたものは眺望景観としてふさわしくないと判断して5割以下という目安を示しました。今回の募集は琵琶湖辺に限りませんので、山の上からの風景や内陸部の風景も対象となります。
委員	条件に合っていればどこからでもいいということですね。
事務局	立ち入りが可能であり、危なくない視点場であることは守ってもらいたいと思います。
委員	視点場の整備はこの取組に含まれますか。また、募集の方法を教えてください。
事務局	視点場のハード整備は今のところ考えておりません。ソフト面でのPR告知や観光との連携等については今後検討していきたいと思います。募集方法はインターネットや広報誌を活用しております。今後の一般投票については、紙を掲載して、専用ポストに投票してもらう方法も考えております。
委員	今後、募集方法を広げていくという意味でしょうか。
事務局	9月開始の景の募集は、インターネットや広報誌を活用しております。令和4年7月の一般投票については、専用ポストによる投票も検討しています。
委員	高島の白髭神社に無断で車を停めている人がいます。また通行人の道路横断が問題になっています。道路管理者と連携して解決を図れないでしょうか。
委員	県の道路管理者の動きについて何か情報はありますか。
事務局	特に情報はありません。眺望景観の取組の中で、危険な行為や迷惑行為は控えていただきたいと思っております。
委員	今後このような取組をされる時は、撮影時の危険行為や迷惑行為は控えていただく旨の記載が必要だと思います。
委員	一般投票では、撮影された写真の評価が強く反映されてしまうので注意が必要です。写真の評価と土地利用規制は直結しないことを認識してください。景観施策に活用するためにはワンクッション必要だと思います。
事務局	注意しながら進めていきたいと思っております。
委員	大阪府でも同じような取組をしています。応募が集まらない場合もあり委

	員への協力をお願いしています。皆様で協力して周知を図っていければと思います。
--	--

**【その他】第14期の振り返り**

委員	第14期の景観審議会は今回が最後になります。第14期の振り返りや第15期に向けての思いなどあれば御発言願います。
委員	魅力的な景観を考えるうえで、子供の頃からの経験が重要になってくると思います。琵琶湖環境学習のように、風景づくりについても教育との連携を図っていくべきだと感じております。
委員	景観計画、条例について、一定の取りまとめが出来たと思います。次期以降はそれを運用するステージに入っていきます。委員を離れますが、大学の教員という立場でこれからも引き続き景観形成に携わっていきたいと思います。
委員	委員の皆様、これまで熱心な御意見を頂きありがとうございました。景観法の制定以降、都道府県がどのような役割を果たしていくのかを考えていくなかで、滋賀県では琵琶湖の眺望景観が大事であるということで、一から議論を進めてきました。前期での議論をベースにして66景の重要視点を選出し、それを景観保全へ反映させるためにどうするかを真摯に議論してきました。また、景観計画の改正へ向けて太陽光発電設備等の基準作成などを進めてきました。今期の取組はほぼ軌道に乗りましたので、次期に向けて県の立場で、人づくりやまちづくりについても新しいアイデアで取り組んで頂けたらと思います。ありがとうございました。

以上